

感染症法の一部改正と当研究所の取り組みについて

平成18年12月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」が一部改正され、平成19年6月に施行されました。

今回の改正では、生物テロに悪用される可能性がある病原体の管理体制の強化、感染症の分類の見直し、これまで別の法律であった「結核」を感染症法に統合し総合的な対策を実施することの3つが大きな柱となっています(図1)。

特にでは、生物テロの発生を未然に防止するため、特定病原体(一種~四種)を所持している施設に対して、病原体を所持するための許可申請や届出、病原体を適正に取り扱うための施設基準や管理体制が規定されています(図2)。

当研究所では、食中毒や感染症の検査及び調査研究で使用する必要性から、今回、規制対象となった特定病原体のうち、二種及び四種病原体に該当する数種類の病原体を所持しています。そのため、これまで以上により厳しい管理体制を構築する必要があります。

現在、その取り組みとして、当研究所への立入り制限や施設内安全管理区域の設定、特定病原体を取り扱う実験室への入退室管理システムの導入による

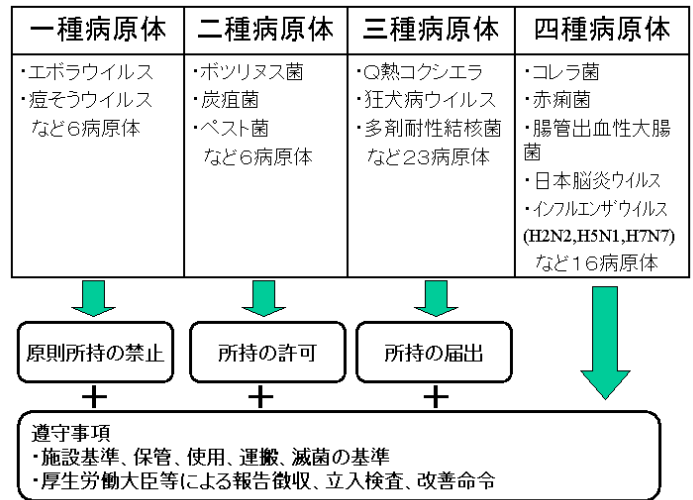


図2 病原体等の適正管理について

セキュリティ強化などの準備を進めています。また、病原体を適正に使用、管理するため、安全キャビネット、空調設備、病原体保管庫及び滅菌器の増設など、施設・備品の整備や保守点検についても強化しているところです。これらの取り組みは、施設内感染の防止対策にも有効です。

当研究所ではこれまで以上に、生物テロの未然防止、施設内での病原体等の安全な管理に細心の注意を払い、感染症の発生・まん延防止に努めます。

【衛生科学班】

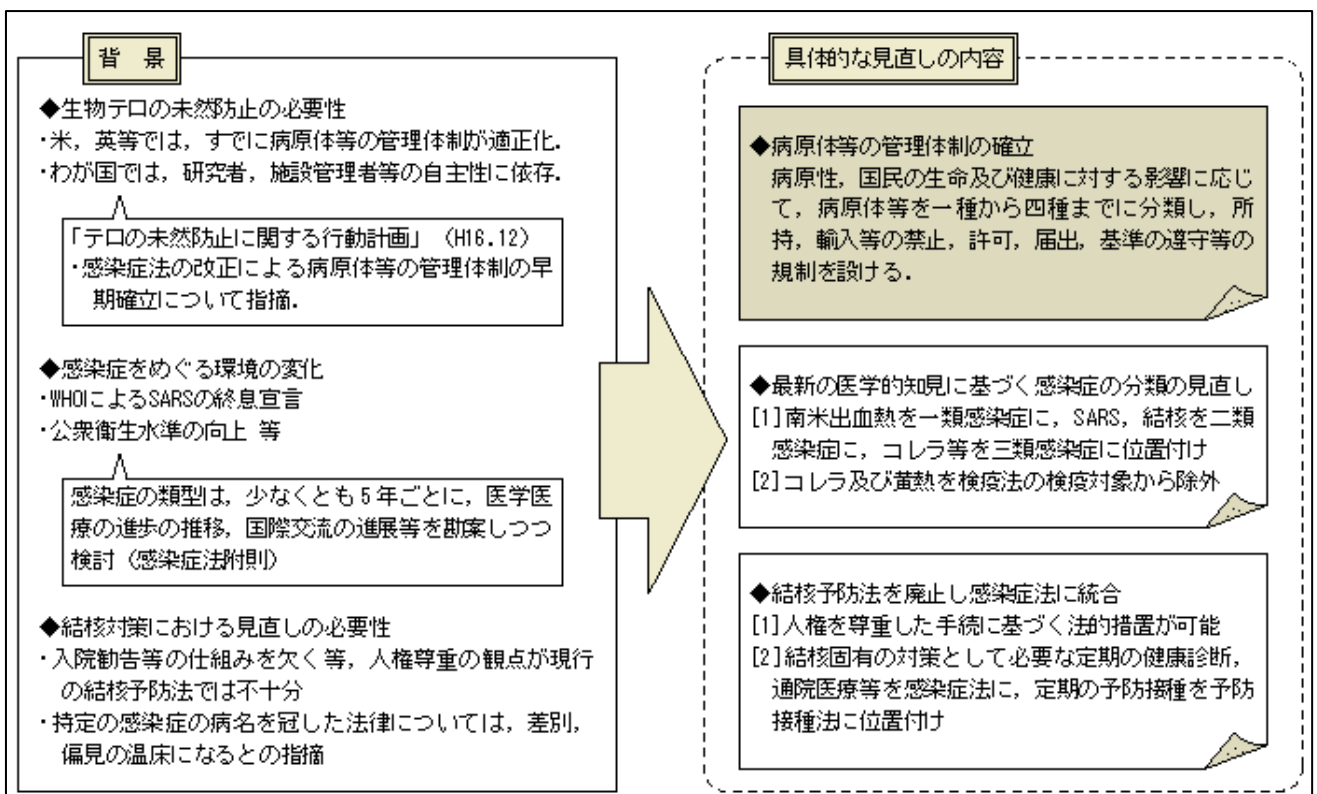


図1 感染症法一部改正の背景及び具体的な内容